



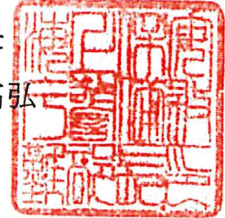
保警環第12号
平成29年5月9日

全国産業廃棄物連合会会長

石井 邦夫 殿

海上保安庁警備救難部長

奥島 高弘



「平成29年度海洋環境保全推進月間」の実施について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、平素から海上保安業務に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月1日から同月30日までの1か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

今年度は、「初歩的なミスによる油類排出及び一般市民の不法投棄による海洋汚染の防止」を重点項目として定め、特に海事関係者や漁業関係者に対する設備の取扱い不注意、とりわけ、タンク不計測、バルブ開閉等未確認、給油送油作業の失念などの初歩的なミスによる油類の排出防止のための指導・啓発活動を実施するとともに、一般市民に対する廃棄物の不法投棄防止のための指導・啓発活動を実施することとしております。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨をご理解頂き、傘下会員への周知、当庁において実施する指導・啓発活動へのご協力について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。